



教育・保育施設の 利用について



～はじめて利用される方へ～

長野市

注意 幼児教育・保育の無償化の詳細については、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

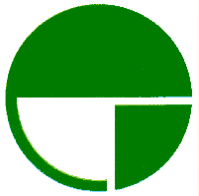
令和6年度の教育・保育施設の利用については、『令和6年度 利用のご案内（保育利用版）、（教育利用版）』をご覧ください。

保育料については、長野県の子ども・子育て支援策の拡充により変更となる場合があります。



目次

タイトル	頁	タイトル	頁
多様な教育・保育施設	1	利用手続きの流れ（保育施設）	10
教育・保育施設の違い	2	利用調整について	11
クラス年齢	3	育児休業明けの入園予約について	13
教育・保育給付認定	4	保育料について	14
保育施設を利用したい	5	保育料基準額表	17
保育の必要性の認定	6	幼児教育・保育の無償化	18
保育施設の利用時間	7	入園後の手続きについて	24
希望保育施設の選択について（お願い）	8	妊娠、出産に伴う保育施設の利用について	25
保育施設の申し込み方法	9	よくあるご質問（Q&A）	27



多様な教育・保育施設



() 内の施設数は令和6年4月1日現在
今後、変更となる場合があります。

週4日以上子どもを預けたい

《認可保育施設》 詳しくは へ

- ◆ 認可保育園 (60園)
- ◆ 地域型保育事業 (5園)
- ◆ 認定こども園 (26園)

市へ申込が必要

《認可外保育施設》

- ◆ 企業主導型保育事業 (14園) ※1
- ◆ ベビーホテル
- ◆ 事業所内・院内保育施設、その他

※1 国において、平成28年度に「仕事・子育て両立支援事業」を創設し、企業等からの事業主拠出金を財源として、事業所内保育の整備を促進し、従業員のための保育施設の設置・運営の費用が助成されています。施設によっては地域住民の子どもを受け入れも行っていきます。

各施設へ申込

教育施設に子どもを預けたい

- ◆ 幼稚園 (19園)
- ◆ 認定こども園 (26園)

各施設へ申込

週3日以下 または ときどき

《一時預かり》

一時預かり指定園
は市内13園

- ◆ 認可保育施設の一時預かり ※専用の保育室で、選任保育士が対応

※2 保護者の冠婚葬祭、病気等の急な用事や、リフレッシュなど、子育て家庭の様々なニーズに合わせてご利用することができます。利用料金や利用時間などの詳細は、ご利用される施設にご確認ください。

各施設へ申込

参考 子育て支援サービス

【病児・病後児保育施設】 市内4施設

病児・病後児保育とは、仕事等の都合で、病氣中(病児)・病氣回復期(病後児)にあたるお子さんの育児を家庭でできない方のために、病院・診療所、保育園などに付設された専用スペースまたは専用施設において、一時的な保育を行うものです。

【こども広場】 市内2施設

こども広場は、主に0歳から3歳までの乳幼児とその保護者の皆さんの遊びと交流の広場です。スタッフが子育てに関する相談をお受けするほか、各種講座・イベントも開催しています。

◆ じゃん・けん・ぼん 026-219-0022 ◆ このゆびとまれ 026-293-8860

【地域子育て支援センター】 市内18施設 (保育園・認定こども園等に併設)

地域子育て支援センターは、主に0歳から3歳までの乳幼児とその保護者が気軽に遊び、交流したり、子育ての情報交換をしたりできる施設です。スタッフが子育てに関する相談をお受けするほか、各種講座も開催しています。

【ファミリー・サポート・センター】

子育ての手助けをしてほしい人と子育てのお手伝いしたい人が、子育ての相互援助活動を行う会員組織です。

◆ 問い合わせ先 もんぜんぷら座 こども広場「じゃん・けん・ぼん」内 026-267-6006



教育・保育施設のの違い



区 分	幼稚園		認定こども園		保育園	地域型 保育事業
	新制度未移行園	新制度移行園	教育利用	保育利用		
目 的	小学校以降の教育の基礎を作るための幼少期の教育を行う学校		教育と保育を一体的に行う施設		就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育をする施設 (養護及び教育を一体的に行う施設)	
特 徴	○午後2時ぐらいまでの教育時間のほか、ほとんどの園で教育時間の前後に預かり保育を実施 ○保護者の就労の有無などにかかわらず、利用可能		○幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設 ○保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、継続して利用可能(満3～5歳児に限る)		○保護者の就労等にあわせて夕方までの保育のほかに、ほとんどの保育園・地域型保育事業で延長保育を実施 ○利用できる保護者は、共働き世帯など、家庭で保育できない方	
対 象 年 齢	満3～5歳児			0～5歳児		0～2歳児
学 区	特になし					
利 用 時 間	4時間を基準に各園で定める教育時間 (※預かり保育あり)			教育・保育給付認定(6・7ページ参照)により決まる利用時間 ○保育標準時間 最長11時間までの利用 ○保育短時間 最長8時間までの利用(延長保育あり)		
休 み	土曜(園によって異なる)・日曜・国民の祝日 夏・冬・春に長期休日あり			日曜・国民の祝日・年末年始など		
保 育 料	各園が独自に設定 (月額上限2.57万円まで無償)		無料		○3～5歳児 無料 ○0～2歳児 住民税非課税世帯は無料、住民税課税世帯は前年度または当年度分の市町村民税所得割課税額等により決定	
利 用 選 考	各園が選考		受入可能数を上回る希望があった場合には、各園が選考(応諾義務あり)		保育の必要度に応じて市が基準に基づき利用調整(応諾義務あり)	
給 付 認 定	新1号(または新2号、新3号)		1号認定(または+新2号、+新3号)		満3～5歳児：2号認定、0～2歳児：3号認定	



クラス年齢

令和6年度利用の年齢



❖ 令和6年度のクラス年齢は令和6年(2024年)3月31日時点の年齢です。(年度内に誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。)

例) 令和5年(2023年)4月1日生まれのお子さん

令和6年(2024年)3月31日時点で満1歳になっていますので、令和6年度中は1歳児クラスになります。

❖ 年度途中の入園であっても同様です。

例) 令和6年6月に満1歳になる場合

7月以降の入園であっても、3月31日時点では0歳なので、令和6年度中は0歳児クラスになります。

❖ 0歳児クラスの場合、施設によって受入月齢が異なります。入園予定月に受入月齢に達していない場合は、その施設には申し込みができません。

クラス年齢	生年月日		
0歳児	令和5年(2023年)4月2日	～	
1歳児	令和4年(2022年)4月2日	～	令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日	～	令和4年(2022年)4月1日
3歳児(年少)	令和2年(2020年)4月2日	～	令和3年(2021年)4月1日
4歳児(年中)	平成31年(2019年)4月2日	～	令和2年(2020年)4月1日
5歳児(年長)	平成30年(2018年)4月2日	～	平成31年(2019年)4月1日

Q 幼稚園と保育園で利用できる条件が違うのはなぜ？

幼稚園(認定こども園の教育利用を含む)は年齢が満3歳になればそれ以外の条件なく利用が可能ですが、保育園(認定こども園の保育利用・地域型保育事業を含む)は「保育を必要とする理由」(6ページ)に父母ともが当てはまらないと利用ができません。(お預かりができる年齢は施設によって異なります。)

これは、幼稚園が就学前のお子さんが教育を受けるための教育施設なのに対して、保育園は家庭で保育ができない保護者のための福祉施設であるという目的の違いがあるからです。



教育・保育給付認定

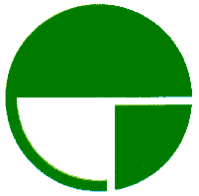


- ❖ 認可保育園、認定こども園、新制度移行幼稚園等の利用を希望する場合、利用のための認定を受けていただく必要があります。(これを「教育・保育給付認定」といいます。)
- ❖ この認定の申請は、各施設への利用申し込みと同時に行うことができます。
- ❖ 市は、申請内容を審査し、認定した際は「支給認定証」を保護者に交付します。

◆ 認定区分は以下の3種類があり、区分によって利用できる施設が異なります。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象となるお子さん	満3～5歳で、教育を受ける子ども (保護者の就労等の要件はありません。)	満3～5歳で、保護者の就労等により保育を必要とする子ども	0～2歳で、保護者の就労等により保育を必要とする子ども
利用できる主な施設	子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、認定こども園	保育園、認定こども園 企業主導型保育事業	保育園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業
施設等の利用時間区分	教育標準時間認定 (4時間程度の教育時間)		2・3号認定では、保護者の就労時間等によって、施設を利用できる時間が2種類に区分されます。 <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 保育標準時間認定 1日11時間までの利用可能 (就労の場合、月120時間以上勤務※) </div> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 保育短時間認定 1日8時間までの利用可能 (就労の場合、月64時間以上勤務) </div>

※月120時間に満たない場合であっても、勤務時間帯や通勤時間の都合から、常態として施設が設定する保育短時間認定の時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと認めるときは、保育標準時間で認定をする場合があります。



保育施設を利用したい



お子さんの年齢は？

令和〇年3月31日時点

0～2歳

3～5歳

* 保育認定（2号・3号認定）を受けるには、6ページの「保育を必要とする理由」に該当する必要があります。

就労の場合

働き方は？

両親のどちらかが働いている

両親ともに働いている
またはひとり親家庭

働き方は？

両親のどちらかが働いている

両親ともに働いている
またはひとり親家庭

1か月の就労時間は？

6 4時間未満

6 4時間以上

1か月の就労時間は？

6 4時間未満

6 4時間以上

選択できます

支給認定の申請の必要はありません。

(保育施設の利用はできません。)

※保育施設の一時預かりの利用ができます。

3号認定*

保育園

認定こども園

地域型保育事業

1号認定

幼稚園^注

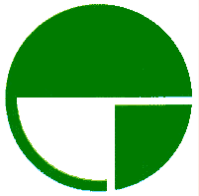
認定こども園

2号認定*

保育園

認定こども園

^注子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する場合は教育・保育給付認定の申請は必要ありません。(無償化にかかる申請は必要です。)



保育の必要性の認定

2号・3号認定



❖ 保育施設で保育を希望する場合の保育認定(2号・3号認定)は、保護者(父母)のいずれもが、次のいずれかの「保育を必要とする理由」に該当する必要があります。

※「下の子の育児に手がかかるため」、「同年代の友達と遊ばせたい」、「集団生活に慣れさせるため」等の理由では利用することができません。

※給付認定には認定理由ごとに有効期間があります。詳しくは「利用のご案内」で確認してください。

証明書類

保育を必要とする理由と保育必要量

* 印は所定様式となっています。
市ホームページからダウンロード可能です。

A 保護者が就労している (月64時間以上)

就労証明書*

保育必要量

月120時間以上：保育標準時間
月64～120時間未満：保育短時間

B 母親が妊娠中、または
出産後間もない

母子手帳の写し

保育必要量

保育標準時間

※認定有効期間
出産日から起算して8週間を
経過する日の翌日が属する月
の末日まで

C 保護者が病気やけ
がであったり、心
身に障害がある

診断書* 又は障害者
手帳等の写し

保育必要量

保育標準時間

D 保護者が親族の
介護・看護をし
ている (月64時間以上)

タイムスケジュール
表* と
診断書又は障害者
手帳等の写し

保育必要量

実情に応じて

E 保護者が火災、風水
害、地震などの災害
復旧にあたっている

災害復旧証明書

保育必要量

保育標準時間

※災害復旧が完了すると見込ま
れる日まで

F 保護者が求職中であ
る(起業準備を含む)

求職活動に関する申立書*

保育必要量

保育短時間

※認定の効力発生日から起算
して90日を経過する日が属す
る月の末日まで

G 保護者が就学して
いる (月64時間以上)

カリキュラム表と
学生証などの写し

保育必要量

月120時間以上：保育標準時間
月64～120時間未満：保育短時間

H その他

・虐待やDVのおそれのあること
・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
・その他市長が認める理由(別居している祖父母の介護・看護)



保育施設の利用時間

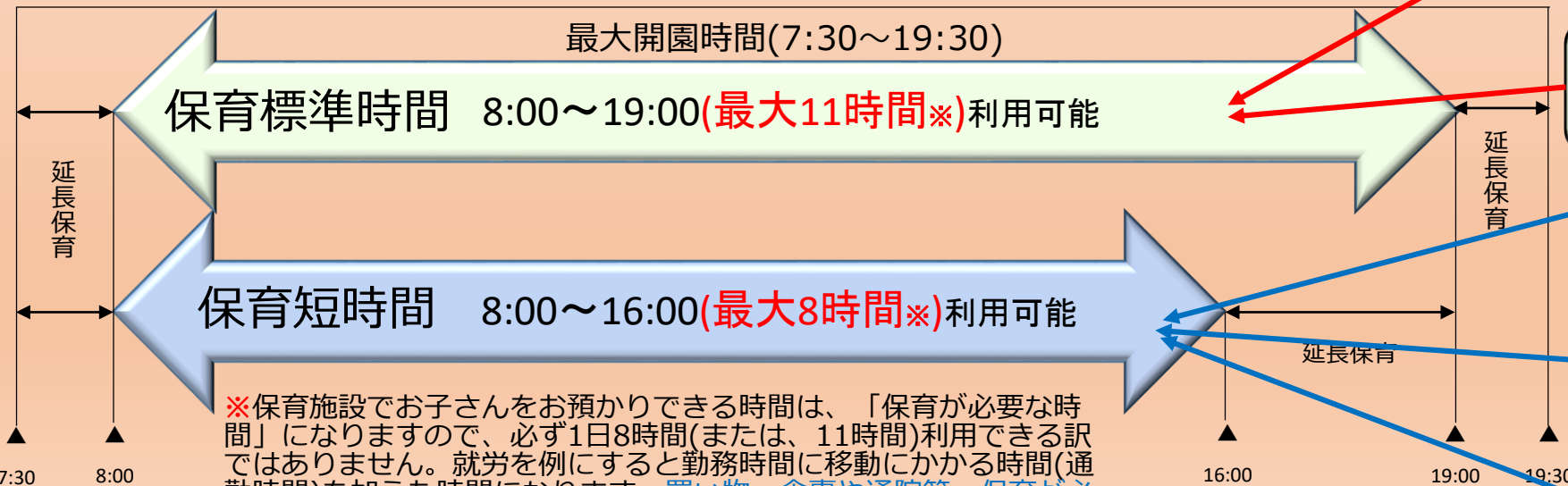


- ❖ 2号認定または3号認定は保育の必要量によって、さらに「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2つに区分されます。
- ❖ 保育必要量は保育を必要とする理由や就労であれば就労時間によって決まります。
- ❖ 決定された保育必要量区分に応じ、利用可能な時間、保育料、延長保育料の取扱いが異なります。

【保育必要量に応じた利用可能時間】

例) 保育標準時間を8:00～19:00、保育短時間を8:00～16:00
最大開園時間を7:30～19:30としている施設の場合

保育標準時間・保育短時間・最大開園時間のそれぞれの時間帯、延長保育料は施設により異なります。



※保育施設でお子さんをお預かりできる時間は、「保育が必要な時間」になりますので、必ず1日8時間(または、11時間)利用できる訳ではありません。就労を例にすると勤務時間に移動にかかる時間(通勤時間)を加えた時間になります。買い物、食事や通院等、保育が必要な理由と直接関係がない時間は含まれません。

【下記の理由で月120時間以上】

A 就労 **D** 親族の介護・看護 **G** 就学

B 妊娠・出産 **C** 保護者の疾病、傷害
E 災害復旧

F 求職活動(起業準備を含む)

【下記の理由で月64時間以上120時間未満】


A 就労 **D** 親族の介護・看護 **G** 就学

H 下の子の育児休業による利用が認められた場合



希望保育施設の選択について(お願い)



- ❖ 受入年齢(0歳児は月齢)や保育時間(標準・短時間の時間帯)などは施設によって異なります。また、園の方針なども、ご自身に合っているかを必ず確認してください。
- ❖ **保育料とは別に、制服、食材料費、保護者会費、行事費、教材費などの費用がかかる場合があります。**
- ❖ 自宅から保育施設および保育施設から勤務先までの経路・距離なども十分検討してください。
- ❖ 申し込み前に、可能な限り保育施設を見学してください。見学の際は、事前に保育施設にお問い合わせください。
- ❖ 申込書は第10希望まで記入が可能となっています。記入した保育施設は通園可能、かつ利用意思があるものとして利用調整(ページ参照)を行います。卒園まで問題なく通園できる保育施設を検討してください。

第2希望以降の保育施設についても必ず確認の上、申し込みください。



保育施設の申し込み方法



❖ 申し込み先 第1希望の保育施設

※日時によっては、受付できる職員が園に不在の場合があります。必ず事前に第1希望園に電話をして、提出に行きたい日時に受付ができるかを確認してから園に行くようにしてください。

❖ 提出書類 「利用のご案内」をご確認ください。

- ・ 給付認定申請書 兼 利用申込書
- ・ 重要事項チェックシート
- ・ マイナンバー記入用紙
- ・ 保育を必要とする理由を証明する書類
- ・ その他該当する方のみ提出が必要な書類

❖ 申し込み期間

4月入園の場合

- 第1次 前年10月中旬頃～11月上旬
- 第2次 2月25日～3月5日

※第1次の日程は広報ながの9月号及び市ホームページにてお知らせします。第2次の25日、5日が閉庁日の場合は翌開庁日となります。

年度途中の入園(5月以降)


- 利用希望月の前々月25日～前月5日まで

※25日、5日が閉庁日の場合は翌開庁日となります。また、1月から3月の募集はまとめて実施します。

※郵送での提出はできません。

※新年度の申込書類は10月から市役所・支所、各保育施設で配布します。(支所では基本的な書類のみの配布で詳しい説明ができません。保育施設での受領をお勧めします。)

※申し込み後、書類は市において審査します。審査の中で、不足書類の追加提出や申し込み内容について問い合わせをする場合があります。

※年度途中で育児休業から復職される方は、育児休業明けの入園予約制度も検討してください。(詳しくは  ページ参照)

マイナンバーについて

「マイナンバー記入用紙」に、保護者と申し込み児童のマイナンバー等を記入し、給付認定申請書の申請者である保護者の①番号確認書類と②本人確認書類のそれぞれの写しを貼付して提出してください。

※申請者以外の保護者や児童の番号確認書類や本人確認書類は必要ありません。

①番号確認書類

通知カード



または

マイナンバーが記載された住民票の写し

②本人確認書類

写真付きの本人確認書類

運転免許証、写真付き住基カード、在留カード、身体障害者手帳



などのうち

1点

写真付きの本人確認書類がない場合

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証



などのうち

2点

個人番号カードをお持ちの場合

(裏面)



「マイナンバーの確認」と「本人確認」が「個人番号カード」のみでできます

(表面)





利用手続きの流れ(保育施設)



4月利用
の場合

10月～

❖申込書類の配布開始(1次)

※市役所(第二庁舎2階 保育・幼稚園課)・支所、各保育施設で配布します。
※各保育施設の空き状況は、市ホームページに掲載します。

10月20日頃～

❖利用申込・給付認定申請の受付開始(1次)

※第一希望の保育施設に申し込みます。

11月～

❖書類審査(1次)

※書類は市において審査します。審査の中で、不足書類の追加提出や申し込み内容について問い合わせをする場合があります。

1月中

❖利用調整(1次)

2月上旬

❖支給認定証、利用調整結果の通知(1次)

※利用調整の結果を一斉に郵送により通知します。
※内定とならなかった場合は2次の申し込み者と再度利用調整を行います。

2月～3月

❖利用決定施設での契約・入園説明

※私立認定こども園、地域型保育事業の利用が決定した場合は、施設との利用契約を行います。

4月1日～

❖利用開始

※育児休業明けの復職の場合は、5月1日までに復職し、「復職証明書」を提出します。
※3歳未満児は保育料決定通知書、3歳以上児で副食費が免除となる場合は免除通知を郵送します。

⑨実施時期は変更となる場合があります。



利用調整について①



11

- ❖ 保育施設の決定は、保育の必要度の高い児童から順次決定しますので、先着順ではありません。
- ❖ 保育施設においては、年齢ごとに受け入れ可能数が決まっています。受け入れ可能数を上回る申し込みがあった場合は、「長野市保育施設等利用調整基準」に基づき採点を行い、利用先を決定します。
- ❖ 保育の必要度は利用調整基準で定められている項目以外の要素は加味することはできません。(自家用車による送迎ができない、保育施設のある地域の住民であること、兄・姉が希望保育施設の卒園児であった、離婚協議中で別居状態などはいずれも考慮できません。)
- ❖ 申し込み後、申し込み内容に変更が生じた場合や、保育施設の利用の必要がなくなった場合は、必ず市に連絡してください。
- ❖ 記入のあった施設の中から決定しますので、他に利用可能な施設があっても内定されません。
- ❖ 記入のあった施設は全て通園可能、かつ利用意思があるものとして取扱いますので、いかなる理由があっても内定後に利用施設を変更することはできません。
- ❖ 内定後の辞退は申し込み自体が取り下げとなります。

※育児休業明けの申し込みにより内定した場合は、入園後、復職段階で速やかに「復職証明書」の提出が必要になります。
復職の確認ができない場合は即日退園となります。



利用調整について②



12

❖ 育児休業の延長を許容できる人の利用調整

保育施設の申し込みの際に提出する「給付認定申請書 兼 利用申込書」にて育児休業からの復職の意思を次の項目で確認します。選択により書類の提出先と利用調整の方法が異なります。

復職について、どのようにお考えですか。

- 保育所等の利用開始次第、復職を希望
- 育児休業の延長も可能であるため、利用調整の際に選考順位が最下位になっても構わない。

↳ 申込書の提出先は保育・幼稚園課になります。

☑ 保育所等の利用開始次第、復職を希望 を選択した場合

- ・ 第1希望園に申し込みます。
- ・ 通常どおり利用調整を行います。
- ・ 入所が内定した場合は、復職後に復職証明書の提出が必要です。

☑ 育児休業の延長も可能であるため、利用調整の際に選考順位が最下位になっても構わない を選択した場合

- ・ 書類の提出先は保育・幼稚園課になります。（市において意思確認を行います）
- ・ 就労証明書やマイナンバー記入用紙等の添付書類は必要です。（4月のみ）
- ・ 順位を最下位としますので、希望園の受入可能数以上の申し込みがあれば入所保留となります。
- ・ 利用調整の結果、内定となる場合があります。



育児休業明けの入園予約について



13

❖ 長野市にお住まいで、お子さんが育児・介護休業法等の法律に基づく育児休業を取得し、育児休業前と同様の勤務に復職する保護者の方が、復職月からの入園を予約できる制度です。

※予約可能数は各施設若干名となっていますので、必ず予約できるとは限りません。

※申し込み人数が予約可能数を超えた場合は、各施設で選考となります。

※詳しくは、「**利用のご案内**」をご覧ください。

【対象者】

- (1) 申込児童と保護者が基準日*時点で長野市民（住民登録が長野市）であること。
- (2) 保護者が、育児・介護休業法等の法律に基づく育児休業(給付金受給対象であること)を取得し、復職月からの入園を希望するもの。
- (3) 保護者が、育児休業前と同様の勤務に復職すること。
- (4) 入園時に保護者いずれも保育を必要とする理由に該当していること。
- (5) 予約希望月の年齢（月齢）が各施設が定める年齢（月齢）に達していること。

※育児休業の対象児童の兄弟も同時に予約が可能です。ただし、園により対象年齢の受入ができない場合がありますので、各園に確認してください。

※当分の間、育児休業法等の法律に基づく育児休業に引き続き勤務先の育児休業を取得し、復職する場合も対象とします。

【申し込み期間と内定日】

- (1) 第1期 令和5年10月20日～令和5年11月10日 内定日：令和5年12月15日(令和6年5月から令和6年9月までに育児休業が終了し、かつ復職予定の方)
- (2) 第2期 令和6年5月27日～令和6年6月5日 内定日：令和6年7月5日(令和6年10月から令和7年2月までに育児休業が終了し、かつ復職予定の方)

* 基準日 第1期：令和5年10月1日 第2期：令和6年4月1日

【重要事項】（抜粋）

- (1) 次のいずれかに該当する場合は申し込み及び内定の取り消しとなります。
 - ① 複数施設または複数回にわたる予約や入園申し込みをした場合、
 - ② 市外に転出した場合、
 - ③ 内定後の復職月の変更、育児休業の延長、育児休業取得者の退職、
 - ④ この入園予約の対象者となる条件に該当しなくなった場合、
 - ⑤ 申込児童が「集団保育困難」と判断された場合、
 - ⑥ 申込児童の次子を妊娠又は出産するなどにより復職しない場合
- (2) 入園後の転園は原則できません。（新築や転勤等により住居を異動予定の方は特にご注意ください。）
- (3) 入園後、期限までに復職証明書の提出がなく、復職の確認ができない場合は退園となります。
- (4) ならし保育期間中も通常の保育料がかかります。



保育料について①



14

❖ 子ども・子育て支援新制度における保育料は、市立・私立及び施設の類型(保育園、認定こども園等)の区別なく市が保育料を決定します。

※市では、子育て世帯の経済的な負担軽減のため、国の示す保育料基準の一部を軽減し、さらに第3子以降の保育料を軽減しています。また、ひとり親と同居する祖父母に収入があっても、保護者(父又は母)のみの収入により保育料を算定しています。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により3歳から5歳児クラスの幼稚園、保育園、認定こども園等の利用料が無償となりました。(詳細は18ページ)

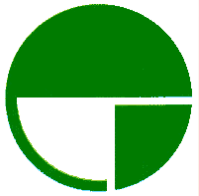
【保育料の決定方法(0歳から2歳児)】

- 保育料は、保護者(父母)の市町村民税所得割課税額の合計額、保育必要量(保育標準時間・短時間)、きょうだい区分(1人目～3人目以降)などによって算定します。
- 保育料の算定にあたっては、寄付金控除や住宅ローン等の税額控除前の市町村民税所得割課税額で算定します。
- 所得に対する申告が行われていない場合や、課税対象となる年に海外にいて収入資料の提出がない場合は、保育料が最高額となります。
- 保育料は、市ホームページの「保育料試算シート」(Excelファイル)にて試算することが可能です。

※3歳以上児・3歳未満児の区別は、お子さんの年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で誕生日を迎えることによって保育料が変わることはありません。

【保育料の算定上、提出が必要な書類】

- 海外勤務等で海外にいた(もしくは、現在もいる)場合
海外での収入がわかる書類の提出が必要です。
- 通常の確定申告期間以降に、確定申告・修正申告等により税額変更があった場合
申告書等の写しを速やかに提出してください。保育料が変更となる場合は、その提出が月の初日であればその月から、それ以降であれば提出日の属する月の翌月からの変更となります。(市民税額の変更月に遡って変更するものではありません。)
また、過年度分の保育料再算定及び再算定に伴う保育料の還付は原則できません。
- 在宅障害児(者)と同居している世帯は障害者手帳等の写しを提出してください。



保育料について②

【年度切り替えについて】

- ❖ 保育料は、4月分から8月分は前年度の、9月分以降は当該年度の市町村民税所得割課税額によりそれぞれ算定します。
- ❖ 当該年度の市町村民税所得割課税額が前年度と異なる場合、9月分から階層区分が変わり、保育料が変更となる場合があります。変更があった場合は保育料決定(変更)通知書にてお知らせします。

* 無償化にかかる通知は満3歳となった最初の4月に通知します。

令和5年度				令和6年度(2024年度)												令和7年度(2025年度)											
12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分			
令和5年度市町村民税所得割課税額(令和4年(2022年)中所得)				令和6年度市町村民税所得割課税額(令和5年(2023年)中所得)												令和7年度市町村民税											
・保育料決定通知書を郵送				・保育料決定通知書を郵送												・保育料決定通知書を郵送											

市民税額の変更に伴い、9月分から保育料が変わる場合があります。

⑧市民税額が57,700円を跨いだり、ひとり親家庭等で77,100円を跨ぐ変更の場合、きょうだいカウントが変更し、保育料が大きく変わる場合があります。

進級や、兄・姉の小学校入学等によるきょうだいカウントの変更に伴い、4月分から保育料が変わる場合があります。



保育料について③

【納付先と納付方法】

利用施設	納付先	納付方法	納付日(口座振替日)
保育園(市立・私立)、 市立認定こども園	長野市	口座振替	月末(金融機関が休業日の場合は翌営業日)
私立認定こども園、地域型 保育事業	利用施設	利用施設が定める方法	利用施設が設定

【欠席の取り扱い】

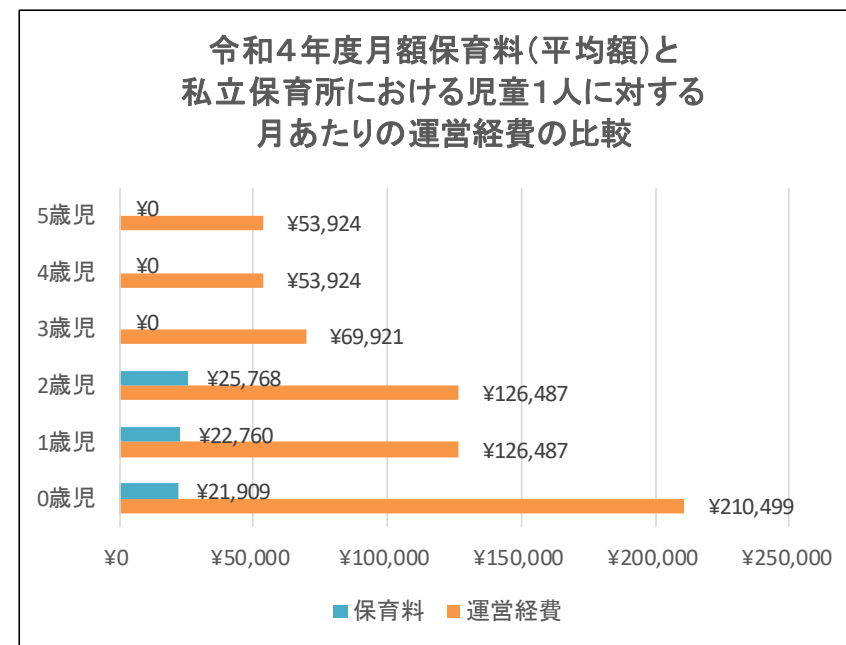
- ❖ 保育料は利用している期間について月額で決まっていますので、児童の病気や家庭の都合等によって欠席された場合についても、基本的に1か月分を納めていただきます。

※月単位で1か月以上の長期欠席が見込まれる場合は、施設または市までご相談ください。

【保育施設の運営について】

- ❖ 長野市の保育施設の運営に要する費用(運営経費)は保護者と公費(長野市、長野県、国)でそれぞれ負担しています。長野市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して保育料を設定しています。

※保育施設の運営には多額の公費が使われていることにご理解ください。(右図参照)



保育料基準額表



きょうだいのカウント方法

世帯の状況や市民税額により保育料基準額表の1人目、2人目といった、きょうだいのカウント方法が変わってきます。

区分	ひとり親、在宅障害児(者) 注2と同居している世帯		左記以外の世帯	
	市民税額 注1	きょうだいの カウント 方法	保育料	
ひとり親、在宅障害児(者) 注2と同居している世帯	77,100円以下	きょうだいの年齢にかかわらず、生計を一にする最年長のお子さんから順にカウント	2人目以降：無料	
左記以外の世帯	77,101円以上	小学校入学前までの範囲で、最年長のお子さんから順にカウント(ただし、兄・姉が教育・保育施設等注3を利用してのこと)	2人目：半額 3人目以降：無料	57,700円未満 57,700円以上

多子年齢制限なし

57,700円未満
57,700円以上

多子年齢制限あり
(小学校就学前)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料(月額)					
階層区分	定義		3歳未満児					
			保育標準時間			保育短時間		
			1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満		9,900	4,950	0	9,900	4,950	0
D1	48,600円以上 60,000円未満		14,200	7,100	0	14,000	7,000	0
D2	60,000円以上 76,000円未満		19,400	9,700	0	19,100	9,550	0
D3	76,000円以上 97,000円未満		24,500	12,250	0	24,100	12,050	0
D4	97,000円以上 123,000円未満		31,500	15,750	0	31,000	15,500	0
D5	123,000円以上 148,000円未満		40,500	20,250	0	39,800	19,900	0
D6	148,000円以上 169,000円未満		44,000	22,000	0	43,300	21,650	0
D7	169,000円以上 219,000円未満		50,500	25,250	0	49,700	24,850	0
D8	219,000円以上 265,000円未満		53,600	26,800	0	52,700	26,350	0
D9	265,000円以上 301,000円未満		54,500	27,250	0	53,600	26,800	0
D10	301,000円以上 397,000円未満		55,600	27,800	0	54,700	27,350	0
D11	397,000円以上		56,700	28,350	0	55,700	27,850	0

表1

表2

表1

ひとり親世帯等の保育料 (市民税額77,100円以下の場合)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料(月額)					
階層区分	定義		3歳未満児					
			保育標準時間			保育短時間		
			1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
C	所得割課税額 市町村民税	48,600円未満	1,800	0	0	1,800	0	0
D1		48,600円以上 60,000円未満	1,800	0	0	1,800	0	0
D2		60,000円以上 76,000円未満	1,800	0	0	1,800	0	0
D3の一部		76,000円以上 77,100円以下	1,800	0	0	1,800	0	0

多子年齢制限なし

表2

注1：市町村民税所得割課税額をいいます。(父母合算)
 注2：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・国民年金証書の写しを提出している方です。
 注3：保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業・特別支援学校の幼稚部・企業主導型保育事業・児童心理治療施設への通所、児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援等をいいます。
 ※市ホームページに保育料をシミュレーションできるExcel表を掲載しています。

幼児教育・保育の無償化①



18

3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料は無償です。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも無償になります。

1 幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子どもたち

◆対象者・利用料

○ 幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償となります。

- 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償となります。

- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用を免除します。

○ 0歳から2歳までの子どもたちについては、保育の必要性があつて、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償となります。

- さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、従来制度を継続し、保育園等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

◆対象となる施設・事業

- 幼稚園、保育園、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象です。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼児教育・保育の無償化②

2 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

※対象者・利用料

○ 無償化の対象となるためには、長野市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）があります。

○ 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。

3 認可外保育施設等を利用する子どもたち

※対象者・利用料

○ 無償化の対象となるためには、長野市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）があります。

○ 3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償となります。

※対象となる施設・事業

○ 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、長野市に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間（令和6年9月まで）の猶予期間を設けます。

※令和6年10月から、指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、無償化の対象外です。



幼児教育・保育の無償化③

施設等利用給付認定

令和元年度から



- ❖ 幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用に加えて、幼稚園等の預かり保育の無償化を受ける場合や、認可外保育施設等を利用する方が、無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受けることが必要です。
- ❖ この認定を「施設等利用給付認定」といいます。

◆ 認定区分は以下の3種類があり、区分により支給(無償)に係る施設・事業が異なります。

認定区分	新1号認定	新2号認定	新3号認定
対象となるお子さん	満3歳以上で、新2号・新3号以外の子ども	保護者の就労等により保育を必要とする3歳から5歳児	保護者の就労等により保育を必要とする住民税非課税世帯※1の0歳から2歳児
無償対象となる施設・事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園、特別支援学校等	○認定こども園、幼稚園、特別支援学校等(満3歳入園児は新3号、年少児から新2号)・・・預かり保育 ○認可外保育施設※2、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)・・・利用料	
無償となる月額上限額	2.57万円(特別支援学校の幼稚部は400円)	○預かり保育：1.13万円(満3歳児は1.63万円) ○認可外保育施設等：3.7万円(満3歳児は4.2万円)	

※1 住民税非課税世帯には、市町村の条例により市町村民税を免除された者、生活保護法上の被保護者及び児童福祉法上の里親である保護者を含みます。
 ※2 令和6年10月から、指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、無償化の対象外となります。

幼児教育・保育の無償化④

START  **お子さんの年齢は？**
令和〇年3月31日時点

子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、従来の制度を継続し、保育園等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無料となります。
なお、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

0～2歳児

3～5歳児

あなたの世帯は
住民税非課税ですか？

現在お子さんの
利用(希望)の施設は？

YES 当該年度の4～8月分は前年度分の、**NO**
9～3月分は当該年分の住民税が非課税の場合に「**YES**」となります。

お子さんの
利用(希望)の
施設は？

3歳児クラスからが
対象となります

子ども・子育て支援新
制度の幼稚園ですか？

幼稚園

保育園／認定こども園^(※1)

認可外保育施設等^(※2)

利用料が
無料になります

保育の必要性の認定を受けている場合、利用料が月額3.7万円まで無償になります

保育園／認定こども園^(※1)

認可外保育施設等^(※2)

利用料が
無料になります

保育の必要性の認定を受けている場合、利用料が月額4.2万円まで無償になります

対象の幼稚園

利用料が
無料になります

対象とならない幼稚園

利用料が月額
2.57万円まで
無償になります

幼稚園の利用に加えて
幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定を受けている場合、幼稚園の利用料に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円まで無償になります
(認定こども園の教育利用も同様)

※1 地域型保育、企業主導型保育(標準的な保育料)も対象です。
※2 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

幼稚園については、入園できる時期に合わせて、3歳になった日から無償化の対象となります。

幼児教育・保育の無償化⑤



無償化にかかる手続き

❖新制度移行の幼稚園、保育園、認定こども園の利用料

○ 手続きは必要ありません。

❖新制度未移行の幼稚園の利用料

○長野市に給付認定申請書の提出が必要です。(新1号認定)

○利用料は園ごとに異なるため、月額25,700円を上限として無償化します。上限額を超える部分は施設に支払います。

(注) 幼稚園就園奨励費補助金は無償化の実施に伴い令和元年9月までで終了となりました。

❖幼稚園、認定こども園(教育利用)の預かり保育の利用料

○3歳から5歳児(住民税非課税世帯の満3歳児を含む)で、長野市から「保育の必要性の認定」を受けた場合、幼稚園等の利用に加え、利用日数に応じて、月額上限1.13万円(満3歳児は月額上限1.63万円)までの範囲で預かり保育の利用料を無償化します。

(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育園の利用と同等の要件)があります。

○長野市に給付認定申請書の提出が必要です。(新2号、新3号認定)

❖認可外保育施設等(複数施設・事業の併用可) 注令和6年10月から、指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、無償化の対象外となります。

○無償化の対象となるためには、長野市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注) 保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育園の利用と同等の要件)があります。

○3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料を無償化します

○認可外保育施設等には、一般的な認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を含みます。

※認可保育園等を申し込み、入所保留となった児童等、すでに教育・保育給付認定(2号・3号認定)を受けている場合は、改めての申請は必要ありません。

幼児教育・保育の無償化⑥



無償化の対象とならない費用

❖ 施設から実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外です。
☞ 保育園や認定こども園(保育利用)の食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきましたが、無償化後は以下のようになります。

3～5歳児

	無償化後(2019年10月以降)
主食費(ごはん・パンなど)	施設による実費徴収または自宅から持参※1
副食費(おかず・おやつなど)	施設による実費徴収※2

※1 公立施設の主食はご自宅から持参としています。私立施設は自宅から持参の場合と実費額を支払うことで施設が用意する場合があります。
※2 実費の額は施設から示され、施設に対して支払います。
※1号認定(主食費・副食費共に実費を負担)、3号認定(主食費・副食費共に保育料に含まれる)は食材料費の負担方法に変わりはありません。

❖ 副食費の免除制度

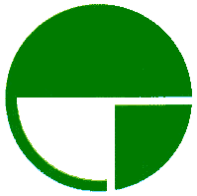
☞ 無償化の実施にあたり保護者負担が増えないよう、副食費の免除制度を設けています(保育園、認定こども園および幼稚園の利用者が対象)。

副食費の免除対象者

- ・ 年収360万円未満相当の世帯の子ども
- ・ 全所得階層の第3子以降の子ども

	保育園、認定こども園、新制度移行幼稚園	新制度未移行幼稚園
免除のための申請	必要なし (免除対象であることを市から通知)	在園している幼稚園を通じて市に申請

※9月の年度切替による市民税額や、世帯の状況の変更によるカウントできるきょうだい(兄・姉)の範囲が変わるなどにより、免除対象が変更となる場合があります。



入園後の手続きについて



【支給認定内容の変更】

❖ 氏名、住所、世帯構成、就労先など保育を必要とする理由等※に変更が生じた場合は、給付認定の変更申請（届出）が必要となります。申請の際は、変更に伴う必要書類の添付が必要です。

※保護者の離婚（離婚調停中、かつ別居状態である場合を含む）や結婚など世帯の構成に変更があった場合

※同一世帯の方が身体障害者手帳等の交付を受けた場合

※就労を理由に認定を受けていて、就労状況に変化(勤務時間変更など)があった場合や、就労から離れる(退職、産前休暇など)場合

【保育を必要とする理由の確認】

❖ 市では、保育が適正に利用されているかを確認するため、例えば求職活動を理由に保育を利用している場合は求職活動内容を、就労を理由に保育を利用している場合は就労証明書にある勤務実態を保護者及び事業主に確認することがあります。

【現況届の提出】

❖ 保育を必要とする理由に引き続き該当しているかどうかの確認と新年度の継続確認を兼ねて、1年に一度、現況届の提出が必要です。

※現況届は施設を通じて書類を配布します。

【施設の退園となる理由】

❖ 一か月間を超えて施設の利用がない場合、長野市外に住所を異動した場合、保育を必要とする理由に該当しなくなった場合、就労証明書等の記載に虚偽があった場合 など



妊娠、出産に伴う保育施設の利用について①



【入園の条件】

- ❖ 保護者が妊娠中であるか、または出産後間もないこと

【認定有効期間】（保育施設を利用できる期間）

- ❖ 認定期間は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までです。（出産(予定)月を含まない3か月以内を限度に延長可能）

【出産後の継続利用】

- ❖ 原則継続利用ができるのは、育児休業^{※1}を取得する場合（他に条件があります。）か、生まれたお子さんの預け先があって就労へ変更する場合のみです。この継続利用の際は給付認定変更申請書^{※2}の提出が必要です。別の理由があっても引き続き利用するためには、一度退園して再度の申し込みが必要です。

【就労等の理由により保育施設を利用中に妊娠した場合】

- ❖ 利用理由を「妊娠、出産」に変更^{※3}していただきます。

※1：育児・介護休業法等による休業期間を指します。

※2：用紙は保育施設にありますので、現在ご利用中の保育施設に提出してください。

※3：変更の申請は遅くとも産前6週間前までに提出してください。



妊娠、出産に伴う保育施設の利用について②

お子さんが在園中

妊娠後も引き続き利用される場合は、
◆利用理由を「妊娠、出産」に変更します。

里帰り出産を希望の場合は、
◆月単位で1か月以上の欠席となる場合は退園となります。
再入園を希望の場合は事前の届出が必要です。
◆市外の保育施設を利用希望の場合は**広域利用**の手続きが必要です。

育児休業中の継続利用希望の場合は、
◆次の要件を満たせば特例で継続利用が可能です。
(育児休業の取得期間の長短は関係ありません)
・育児・介護休業法等による育児休業であること
・保護者の育児休業中も勤務先との雇用契約が継続していて、育児休業終了後に復職することが決まっていること
・児童福祉の観点(環境の変化に留意するため)から継続利用が必要であると認められる場合であること
※特例利用中は保育短時間利用となることや、転園はできません。
※育児休業中に勤務先を退職した場合はその時点で退園となります。

これから入園

入園の申し込みをします。
◆第1希望の保育施設に申し込みます。

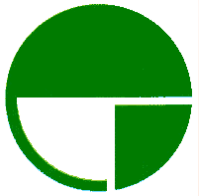
出産後は、
◆利用可能期間は最長で出産(予定)月を含まない3か月までです。
◆利用中に継続利用の意向確認をします。

状況により次の手続きが必要になります。

就労開始の場合は、
◆変更申請書に就労証明書を添付します。

退園の場合は、
◆退園届を提出します。

育児休業終了に伴う下の子の入園は、
◆直ちに復職を希望 ➡ 入園申込
◆入所保留となったり、希望園に空きが無い ➡ 育休を延長
◆入園予約による申し込み (13 ページ) などが考えられます。



よくあるご質問 (Q&A)



27

Q1：入園申し込みする際に、見学していない保育施設を希望できますか？

A：見学を必須とはしていませんが入園後に「送迎が困難だった」、「保育内容が合わない」、「保育料の他ににかかる実費負担を聞いていなかった」などの事態を防ぐため、お子さんを連れて希望施設を見学いただくことをお勧めしております。

特に、お子さんの健康や食物アレルギーに関することで、日常生活で留意されていることがあれば、見学時に施設担当者に必ずご説明ください。

なお、見学や申し込みの際は、事前に施設に電話予約してください。

Q2：兄弟姉妹はそろって入園できますか？

A：募集数や申し込み状況により、ご希望に添えないこともあります。申込書の「きょうだい同時申込時の取扱い希望」欄にある内容をご覧ください、それぞれの状況となる際の希望を選択してください。申込者の増加により、兄弟姉妹が同じ園になることは特に難しくなってきました。入園時期や希望園についての条件をよくご検討ください。



よくあるご質問 (Q&A)



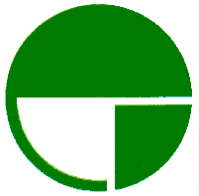
Q3：給付認定の際の就労時間に残業や通勤時間は含みますか？

A：給付認定の際の就労時間は就業規則（雇用契約）上の就労時間によるため、残業や通勤時間は含みません。ただし、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定においては残業時間は含みませんが、通勤時間を考慮して認定します。

Q4：恒常的に残業しています。会社に就労証明書に記入してもらえば、残業時間も就労時間に含めてもらえますか？

A：残業は就労時間に含めることはできません。会社が証明書等を発行した場合についても同様です。

※就労証明書には保護者が、事業主（雇用主）の証明内容に間違いがないことを確認するチェック欄があります。市に提出する前に必ず証明内容が正しいか確認してください。



よくあるご質問 (Q&A)



29

Q5：海外在住で住民税が非課税です。何か提出する書類はありますか？

A：海外在住等で住民税課税（非課税）証明書が取得できない場合は、勤務先が発行した対象年の給与証明等（社会保険料控除がある場合は、その控除額も記載したもの）や収入のわかる書類を提出してください。外国語の場合は、日本語に和訳し、円に換算した内容で記載ください。

Q6：就労証明書に記入漏れがありました。自分で追加記入してもいいですか？

A：就労証明書、診断書等は証明者が事実に基づき記入するものであり、個人事業主が自らを証明する場合など特別な場合を除き、保護者が追記・修正することは不正な証明にあたります**ので、絶対に行わないでください。保護者自身で記入したことが発覚した場合、その証明は無効となり申し込みが出来なくなる場合があります。**

※就労証明書の改ざん等は有印私文書偽造（刑法第159条）となる場合があります。

※就労証明書には保護者が、事業主（雇用主）の証明内容に間違いがないことを確認するチェック欄があります。市に提出する前に必ず証明内容が正しいか確認してください。

よくあるご質問 (Q&A)



Q7：「保育の必要性の認定」と「利用調整」の関係は？「保育の必要性の認定」がされると保育園に入園できますか？

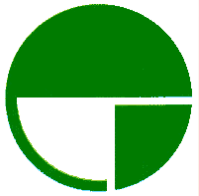
A：保育の必要性の認定については保育施設の利用の前提として行うものであり、認定がされたからといって保育施設の実際の利用をお約束するものではありません。「保育の必要性の認定」を受けた方について、「利用調整」を行い、利用先（どこの園か）が決まります。

Q8：利用調整はどのようにするのですか？

A：入園の申し込み後、お子さんを保育できない状況を確認し、利用調整を経て利用者を決定します。

利用調整に当たっては市が定める利用調整基準に基づき、保育の必要度の高い方から受け入れ可能数の範囲内で利用者を決定していきます。

しかしながら、現在保育施設への利用の希望が多く、特に3歳未満児にあつては第一希望の保育施設に入りにくい状況となっています。市の利用調整結果について通知があつた際は、その旨ご理解ください。



よくあるご質問 (Q&A)



Q9：育児休業明けで入園を希望する場合は、いつから利用できますか？

A：復職日を含む月の初日から利用することが可能です。

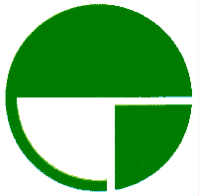
例1 4月中に育児休業が終了し、かつ5月1日までに復職する場合 → 4月1日から利用が可能

例2 4月中に育児休業は終了するが、職場には5月2日以降に復職する場合 → 4月利用はできません

Q10：育児休業中に復職予定で申し込みました。入園後に元の職場に復職できなかった場合（離職・転職など）はどうなりますか？

A：育児休業中に申し込みされた方は、入園月の復職を条件としていますので、復職ができない又はしていない場合は、原則として入園内定・決定の取消し又は退園となります。

※育児休業から復職した場合の入園は、入園後、「復職証明書」により復職確認をしています。



よくあるご質問 (Q&A)



Q11：利用調整の際の育児休業における取扱いについて

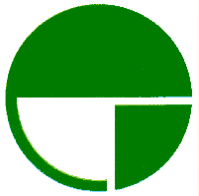
A：育児・介護休業法に基づく育児休業など、法律に基づく育児休業について調整点として加点します。ただし、次の場合は調整点は加点できません。

- ・自営業の育児休業
- ・育児休業終了までに労働契約が終了し、その後更新のないことが明らかである場合
- ・一度退職扱いとなり、1年後等に再雇用となる場合

Q12：育児短時間勤務を取得していますが、利用調整の際の採点はどうなりますか？

A：育児短時間勤務や部分休業を取得する場合も、通常（雇用契約上）の就労時間で採点します。ただし、給付認定における保育必要量については育児短時間勤務による就労時間や就労時間帯により認定を行います。

※就労証明書には保護者が、事業主（雇用主）の証明内容に間違いがないことを確認するチェック欄があります。市に提出する前に必ず証明内容が正しいか確認してください。



よくあるご質問 (Q&A)

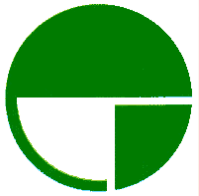


33

Q13：第3希望の保育園に内定が決まりましたが、思っていたより遠く、園の雰囲気も合わないので辞退したいと思います。内定を辞退した場合、不利になりますか？

A：希望した施設は通園可能、かつ利用意思があるという前提で利用調整を行います。内定を辞退した場合は保育施設の入園申し込みは取下げとなります。他の保育施設を利用したい場合は次回以降の申し込みをしていただき、利用調整により入園者を決定します。

同じ保育施設を申し込まれた他の方が入園できなくなる場合がありますので、内定後に辞退されることのないよう、希望する保育施設については十分に検討のうえ、利用できる保育施設を申し込みいただくようお願いします。



よくあるご質問 (Q&A)



34

Q14：認可保育園や認定こども園の利用に加えて認可外保育施設などを利用した場合、認可外保育施設などは無償化されますか？

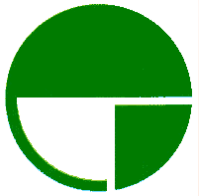
A：認可保育園や認定こども園を利用している方が更に認可外保育施設などを利用した場合、認可外保育施設などの利用料については無償化の対象とはなりません。

Q15：延長保育を利用した際に、その利用料は無償化されますか？

A：認可保育園や認定こども園を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も、延長保育の利用料は無償化の対象とはなりません。

Q16：保護者が園へ直接支払っている通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、無償化の対象になりますか？

A：通園送迎費、食材料費、行事費などについては、無償化の対象とはなりません。ただし、食材料費のうち、おかず・おやつ代など（副食費）については認定こども園、認可保育園、幼稚園に通う、年収360万円未満相当世帯もしくは第3子以降の子どもたちは支払いが免除になります。 ※新制度へ移行していない幼稚園を利用している場合は、別途手続きが必要となります。



よくあるご質問 (Q&A)



35

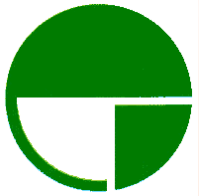
Q17：3歳から5歳までの無償化の開始年齢は3歳になった日からですか、3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了するのですか？

A：原則、小学校入学前の3年間が無償化の対象となります。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、3歳になった日から小学校入学前までが無償化の対象となります。

Q18：認可保育園等の0歳から2歳児は無償化の対象にはならないのですか？

A：認可保育園等の0歳から2歳児は、住民税非課税世帯の方が無償化の対象になります。

さらに、認可保育園などを利用する子どもが2人以上いる（年収360万円未満相当世帯については、第2子以降の子どもが認可保育園などを利用している）場合、第2子は半額、第3子以降は無料になります。



よくあるご質問 (Q&A)



36

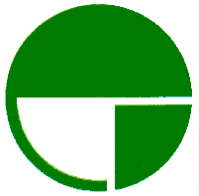
Q19：幼稚園の入園料は無償化の対象になりますか？

A：新制度に移行していない幼稚園の入園料については、入園料を在籍月数で分割し、利用料の上限月額2.57万円の範囲内で無償化の対象になります。

ただし、制服費やPTA会費などが入園料の中に含まれている場合、その部分については無償化の対象とはなりません。

Q20：幼稚園の利用料が月額2.57万円以下の場合、差額（例：利用料が月額2万円の場合は5,700円）を他の事業に利用できますか？

A：今般の幼児教育・保育の無償化は、教育・保育の必要性に応じて個々人に必要とされる教育・保育に係る利用料を無償化することとしており、利用料が月額2.57万円よりも低い場合でも2.57万円との差額を他のサービスの無償化に利用することはできません。



よくあるご質問 (Q&A)



37

Q21：認可外保育施設と一時預かり事業を併用しているのですが、保育を必要とする理由がある場合、両方とも無償化の対象になりますか？

A：両方とも月額上限額の範囲内で無償化の対象になります。ただし、月額上限額は3歳から5歳の子どもたちは月額3.7万円、住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもたちは月額4.2万円です。

Q22：企業主導型保育事業の地域枠への申し込みに当たり、教育・保育給付認定が必要となりました。どこで手続きをすればいいのですか？

A：長野市内に住所がある方は、市役所（第二庁舎2階 保育・幼稚園課 電話026-224-8031）での申請手続きとなります。保育を必要とする理由を証明する書類や、マイナンバーの確認等がありますので、申請の際は事前に保育・幼稚園課までお問い合わせください。



よくあるご質問 (Q&A)



Q23：企業主導型保育事業を利用しているのですが、無償化の対象となるためには、どのような手続きが必要ですか？また、無償化となるための費用はどのように受け取るのですか？

A：無償化のための手続きは利用施設に確認してください。また、無償化のための費用は企業主導型保育事業の実施機関から直接、施設へ年齢に応じた利用料が支払われますので、無償化分の支給方法についても利用施設に確認してください。

Q24：「就学前障害児の発達支援」とは具体的にどのような事業などが対象になるのですか？

A：児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育園等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設が対象になります。



よくあるご質問 (Q&A)



39

Q25：育児休業給付金の支給対象期間延長のための「保育所等入所保留通知」はどちらでいただけますか？

A：「保育所等入所保留通知」は、保育所に申し込みを行った結果、入所できない場合に交付されるものです。必ず各月ごとに定められた申込期間内に入所の申し込みをしてください。

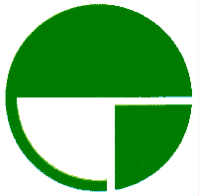
各月ごとの申込期間は「利用のご案内（保育利用版）」または市ホームページで確認してください。

Q26：保育園の申し込みをしようとしたが、通園可能な保育園の空きがどこにもないので育児休業を延長したい場合、「入所保留通知」はどちらでいただけますか？

A：通園可能な保育園の空きがなく育児休業を延長せざるを得ない場合は、「保育所等の利用ができない旨の証明書」を交付しますので、次のとおり各月の入所申込期間内に申し込みをしてください。

○申し込み場所：長野市保育・幼稚園課（市役所第二庁舎2階）

○持ち物：育児休業給付金支給決定通知書（印鑑は必要ありません）※公務員の方は、事前にご相談ください。



よくあるご質問 (Q&A)



Q27 : Q25及びQ26に関連してですが、例えば1歳になる際に保育園に申し込む子どもが令和5年10月1日生まれの場合、令和6年9月と10月のどちらの月に申し込みをすればいいですか？

A : 入所申し込み時に、入所希望日を1歳の誕生日以前とする必要があると聞いていますので、誕生日の前日を入園希望日として申し込みください。ご質問の例では令和6年9月30日が入園希望日となりますので、9月申し込みをしてください。

なお、育児休業給付金の支給対象期間延長については、勤務先または管轄のハローワークにお尋ねください。



ありがとうございました。
詳しくは各年度に発行する
「利用のご案内」をご覧ください。

長野市